

平成28年12月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年12月5日(月) 午後2時 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

4. 会議に出席した委員(22名)

1番	草場 學	2番	後藤 感二
3番	中村 洋子	4番	平山 政之
5番	重松 淳一	6番	山田 武二
7番	坂田 俊博	8番	高松 昭夫
9番	能塚 美鶴	10番	田中 浩 (欠席)
11番	熊手 久雄	12番	寺崎 昇
13番	井手 博幸	14番	白水 隆資
15番	大中 弘毅	16番	武下 博俊
17番	藤井 豊志	18番	寺崎 廣喜
19番	永利 昇	20番	柳 文子
21番	永利 春雄	22番	草場 小夜子
23番	久光 悟		

5. 会議に出席した事務局職員(4名)

○議長 ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、23名中22名出席でございますので、会議は成立しております。なお、欠席委員は、田中 浩 委員でございます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、16番 ^{たけした ひろとし}武下 博俊 委員、17番 ^{ふじい とよし}藤井 豊志 委員を指名いたしますので、よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 これより日程第2 議案の審議を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について3件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

番号1は吹上の畑1筆です。経営規模拡大のため売買されるものです。  
(図面で場所の説明)

次に、番号2は三沢の田1筆です。経営規模拡大のため売買されるものです。

(図面で場所の説明)

次に、番号3は下岩田の農地4筆です。農業者年金受給のために親子間での使用貸借権設定をするものでございます。

(図面で場所の説明)

譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○委員 ご報告いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、第2分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会から報告が終わりました。質疑を行います。  
何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の2ページをお願いします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1は、大崎地内の田1筆です。貸露天駐車場及び貸資材置場として使用するために転用申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は上下水管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設が存在するので第3種農地に該当し、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第3分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。  
何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対

する意見について、5件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをお願いします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1は、三沢地内の田1筆です。平成29年1月13日まで公共工事の迂回道路に使用するために一時転用の申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は、農振農用地ですが、3年以下の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないと認められるため例外規定に該当します。

次に番号2は、下岩田地内の畑1筆です。駐車場に転用するために申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は、第1種農地ですが、法人の事務所がある集落に接続して設置されるために例外規定に該当します。

次に番号3は、八坂地内の田1筆です。平成29年2月10日まで公共工事の資材置場及び残土置場に使用するために一時転用の申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は、第一種農地ですが、5年以下の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないと認められるため例外規定に該当します。

次に4ページの番号4は、小郡地内の農地6筆です。専修学校建設のため申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地のうち、東側道路に面する一筆は、上下水管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500メートル以内に医療施設が複数存在するので第3種農地に該当し、それ以外の部分は住宅、事業用施設が連たんしている区域に近接するおおむね10ヘクタール未満の規模の農地ですので第2種農地となります。代替地検討もなされていることから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

次に、番号5は、大崎地内の田2筆です。農家住宅を建築するために転用申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は上下水管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむ

ね500メートル以内に2以上の医療施設が存在するので第3種農地に該当し、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

なお、番号1から番号5は、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第3分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 所有権移転6件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをお願いします。議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は三沢地内の田1筆です。経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(価格、場所の説明)

次に番号2は三沢地内の田2筆です。経営規模縮小のため福岡県農業振興推進機構へ売渡されるものです。

(価格、場所の説明)

次に番号3は赤川地内の田2筆です。経営規模縮小のため福岡県農業振興推進機構へ売渡されるものです。

(価格、場所の説明)

次に6ページの番号4は下西鯉坂地内の田1筆です。経営規模縮小の

ため福岡県農業振興推進機構へ売渡されるものです。

(価格、場所の説明)

次に番号5は上西鯨坂地内の田3筆です。経営規模縮小のため福岡県農業振興推進機構へ売渡されるものです。

(価格、場所の説明)

次に番号6は二森地内の田1筆です。経営規模縮小のため福岡県農業振興推進機構へ売渡されるものです。

(価格、場所の説明)

番号1から番号6は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第1分科会にお願いしておりましたが、第1分科会長よりご報告をお願いします。

○第1分科会長 ご報告いたします。議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について の所有権移転6件につきまして、第1分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので議案第4号は原案通り承認いたします。

○議長 続きまして、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認 利用権貸借について事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 議案書の7ページをお願いします。議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認 利用権貸借について 提案理由の説明を致します。

番号1から22ページの番号34は、農業者年金受給のため、利用権貸借を解約して、後継者が利用権の設定を受けるものであります。

先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

詳細につきましては議案書に記載のとおりでございますので割愛させていただきます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 それでは、事前審査を第1分科会にお願いしておりましたので第1分科会長よりご報告をお願いします。

○第1分科会長 ご報告いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 第1分科会で承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので議案第5号は原案通り承認いたします。

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。報告事項3件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の23ページをご覧ください。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出37件につきまして報告いたします。

番号1と番号2は自作するための合意解約です。

次に、番号3は売買のための合意解約です。

次に、24ページの番号4と番号5は自作するための合意解約です。

次に、番号6から37ページの番号37は農業者年金受給のため借手の変更を行うものです。

届出地の表示及び届出人については記載の通りであり説明を割愛させていただきます

続きまして、議案書の38ページをご覧ください。報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の転用届出について、1件の報告をいたします。

番号1は一般個人住宅建設のため、届出が提出されたものです。

届出地の表示及び届出人については記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の39ページをご覧ください。報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転用届出について、1件の報告をいたします。

番号1は一般個人住宅建設のため、届出が提出されたものです。

届出地の表示及び届出人については記載の通りであり説明を割愛させていただきます。以上でございます。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項3件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問意見なし)

○議長 以上で本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして12月小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

平成28年12月5日(月) 午後2時40分閉会